

# 回 覧

平成 28 年 12 月 5 日

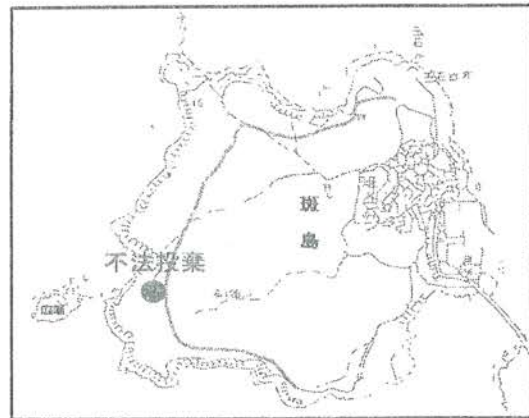
## 斑での不法投棄について

斑夕焼けロード下の放牧場に、ゴミが不法投棄されていました。

(不法投棄の写真)



(不法投棄の場所)



不法投棄は犯罪です！

5 年以下の懲役または 1 0 0 0 万円（法人 3 億円）以下の罰金に処せられます。

心当たりの者は、ただちに撤収して下さい。いつまでも撤収しない場合は、警察にも協力依頼して徹底的に調査します。

捨てた人の情報をお持ちの方は、下記までお知らせ下さい。

役場 建設課 環境衛生係  
(56-3111)

法では、捨てられた方にも管理責任を問われる事になっています。土地を所有または管理している方は、違法投棄されないよう充分ご注意下さい。